

2020（令和2）年9月2日

環境省水・大気環境局大気環境課 御中

「大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号の規定に基づき環境大臣が定める  
者（案）について」に対する意見

大阪アスベスト弁護団

担当者：弁護士 西本哲也

〒595-0021 大阪府泉大津市東豊中町1-4-6

三和辻川ビル2号室

いずみおおつ法律事務所

TEL：0725-46-0181/FAX：0725-46-0191

改正後の規則第16条の5第2号において、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者について、以下に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ以下の者とされることが予定されている。

(1) 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規定」という。）に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（以下「一戸建て住宅等」という。）を除く。）

・・・登録規定に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

(2) 一戸建て住宅等

・・・(1)に掲げる者又は登録規定に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

まず、登録規定に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者と「同等以上の能力を有すると認められる者」については、次の理由から、アスベスト診断士を除外すべきである。

すなわち、アスベスト診断士は、一般社団法人JATI協会により認定される民間資格にすぎず、十分な実地研修を経ずに認定がなされるなど、適切に事前調査が実施できるだけの必要な知識を有しているのか、問題視されている。また、同協会は、長らくアスベスト使用を推進してきた社団法人日本石綿協会を前身とする団体であることから、かかる団体により認定されるアスベスト診断士に対しては、事前

調査の実施者としての適格性が疑問視されているところでもある。

また、一戸建て住宅等については、一戸建て等石綿含有建材調査者による事前調査の実施まで許容されることが予定されている。しかし、調査レベルの低下をもたらしかねず、ひいては、不適切な調査が相次ぐ要因にもなりかねない。

そこで、調査対象物の区分を設けることなく、一律、「登録規定に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者」による事前調査を行わせるべきである。

以上